

元気な企業をつくる!

*the Heartful*

OAG

- 02 太田 孝昭が語る春夏秋冬  
『『歪み』という名のチャンス』
- 03 「改正電子帳簿保存法」への対応と実践事例を紹介するセミナーを開催します  
「女性のためのらくらく相続<sup>®</sup>セミナー」を開催しました
- 04 自社株式の承継(贈与・譲渡)は、今年が有利??  
自社株式の評価について  
株式会社OAGコンサルティング トータルサービス部 立松 祐樹
- 06 『事業承継の相談事例と実務の最適解』が出版されました  
新たな看板デザインでOAGグループを訴求します!  
メディアへの掲載情報
- 07 私のOff-Time
- 08 今後のセミナー開催予定

Vol.200

2021年12月号

2021年11月25日発行





## 「歪み」という名のチャンス

OAGグループ代表  
太田 孝昭

コロナは、世の中をひっくり返しましたね。

私は、コロナに対して「インフルエンザの怪物(ばけもの)」くらいの評価でしたが、全世界を見事にひっくり返してしまいました。コロナの威力は、インフルエンザとは比べものになりません。

社会に出てからの人生で、出勤しなくて良い、(車間距離はわかりますが)人間(じんかん)距離なんて聞いたことはありません。食事も黙食、友達と会えるのはスマホの中だけ。顔はマスクで覆われているので、トキメキ減少で婚姻数まで低下していると耳にします。さて、来年は、このままコロナが収まり、元に戻るのでしょうか…。とてもそうは思えません。

人は生きていくためには、衣食住が必要ですし、基本的なものは何も変わりません。それは、大河が滔々と流れている様(さま)に似ています。

大河は上から見ていても何も変わっていませんが、一粒の水滴から見たら、上にいたものが下になったり、下にいたものが上になったり、また、右に行ったり、左に行ったり、大きくなるものがあったり、小さくなったりと、大変化がいつも起きているんです。

しかし、上から見ると、大河は相変わらず滔々と流れています。われわれ中小企業経営者は、この大変化に自社を合わせていかなければなりません。ちょっとした先取りをしていかなければなりません。

しかし、何を変えたら良いのか、世の中どう変わっていくのか、はっきり分かる訳ではありません。分かっていることは、大変化は確実に起こっているんだという事実のみです。

コロナは、大きな「歪み」を作り出しました。コロナで苦しいのは、自分だけではありません。皆同じです。

悲観は禁物。チャンスのみを見据えて、新しい年を迎え、乗り切っていきましょう。

## 「改正電子帳簿保存法」への対応と実践事例を紹介するセミナーを開催します

2022年1月から「改正電子帳簿保存法」がスタートし、今まで対応の難しかった要件が大幅に緩和され、実用的な制度に変わります。そのため、経理書類のペーパーレス化への機運が高まってきました。

ただ、対応するメリットは何なのか、何をどうすれば対応できるのか、いまひとつピンとこない事業者様も多いと思います。そこで「郵便法改正・電帳法改正からみる、請求業務のデジタル化の必要性～請求書の電子発行で生産性を20倍に!～」と題するセミナーを株式会社ラクス様とOAGコンサルティングの共催で企画致しました。

本セミナーでは、前半で電帳法の対応メリットと対応方法のイメージをお伝えし、後半で未だ大部分の会社が印刷・封入・郵送作業に多くの時間を費やしている「請求業務」の電子化方法についてご説明します。特に、電子請求書発行システムを活用して請求業務の手作業を9割削減し、テレワーク中の出勤時間を1時間に抑えることができたラクス様の事例は大変参考になると存じます。

12/14(火)  
ウェビナー  
無料開催!

こんな方にお勧めです!

- ✓ 法改正(郵便法、電子帳簿保存法)の業務への影響が気になる方
- ✓ 請求書を紙で発行、印刷・封入・郵送に相当時間がかかっている方
- ✓ 経理業務のデジタル化に興味はあるが、何から始めればよいかわからない方
- ✓ 「楽楽精算」「楽楽明細」連携に興味がある方

### ▶ 株式会社ラクス様×株式会社OAGコンサルティング共催ウェビナー ◀ 郵便法改正・電帳法改正からみる、請求業務のデジタル化の必要性 ～ 請求書の電子発行で生産性を20倍に! ～

- 日時 12月14日(火) 14:00～15:00
- 形式 Zoomによるオンライン開催(予めZoomのアプリケーションをインストールしてください)
- 内容 第一部:実践!現場担当者に伝えたい「活かせる」電帳法対応セミナー(20分)  
株式会社OAGコンサルティング 松田 光弘  
第二部:郵便法改正・電帳法改正からみる、請求業務のデジタル化の必要性(30分)  
株式会社ラクス 渡邊 美月様
- 定員 100名
- 費用 無料
- 主催 株式会社ラクス様 / ● 共催 株式会社OAGコンサルティング



#### お申し込み 方法

- ▶ 右のQRコードにアクセスし、専用フォームよりお申し込みください。  
お申し込みいただいた方には、後ほど視聴用URLをお知らせ致します。



#### お問い 合わせ先

- ▶ Tel:03-3237-8008
- ▶ 右のQRコードの「お問い合わせ」メールフォームをご利用ください。  
担当:株式会社OAGコンサルティング 松田



## 「女性のためのらくらく相続<sup>®</sup>セミナー」を開催しました

OAG税理士法人 東京ウエストは11月17日(水)、19日(金)の両日、調布市文化会館で「女性のためのらくらく相続<sup>®</sup>セミナー」を約2年ぶりに開催しました。調布市の『市報ちようふ』で開催を告知させていただいたところ、予想を大きく上回る反響をいただき、急遽開催日をもう1日追加して実施致しました。

今回のセミナーでは、「相続のきほん」に加え、最近注目の家族信託の仕組みや上手な利用方法などを解説させていただきました。セミナーは約2時間に及びましたが、参加された皆さまはメモを取りながら、大変熱心に受講されていました。

今後は同時配信によるWeb受講もできる体制を整えて、より積極的にセミナーを実施していきたいと考えております。

#### 【第一部】



相続のきほん

#### 【第二部】



使い方いろいろ?!  
家族信託とは?

# 自社株式の承継(贈与・譲渡)は、今年が有利??

## 自社株式の評価について

株式会社OAGコンサルティング トータルサービス部 立松 祐樹

会社の命題は「永続性(=ゴーイングコンサーン)」であるといわれています。会社が永続するにあたって、社長の代替わり(事業承継)は避けることができません。事業を承継するにあたっては、先代経営者から後継者へ株式を移転する必要がありますが、その際に株式の評価額が高騰していると相当の負担が生じる可能性があります。今号では、自社株式評価の概要と、事業承継で検討すべきトピックをご紹介します。

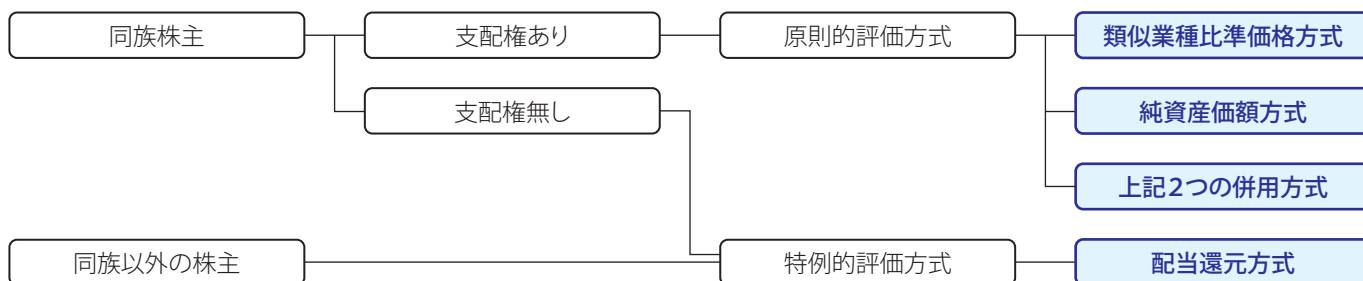
### 自社株評価の概要

自社株とは、オーナー社長やその一族が所有する自社の株式のことをいいます。上場企業株式のように取引相場のある株式は、投資家の需給によってその価格が変動しますが、非上場会社の株式を評価するにあたっては客観的な基準がありません。そこで非上場会社の株式を評価する際は、国税庁が作成している

「財産評価基本通達」に基づいて評価することとされています。

通達では、非上場会社を規模に応じて5段階に区分し、それぞれに即した評価方法を定めています。また、株式を取得した株主が「同族株主」と判定されると、会社経営への支配力が大きいいため、同族以外の株主が所有する株式と評価方法が変わってきます。

【図①】自社株式評価方法の判定



### コロナ禍が事業承継に与える影響

【図②】日経平均株価推移



2020年後半以降は多くの会社で業績が向上し、株価はバブル景気以来の高値圏を推移しています。

「株価が上がることは景気が良いことの表れで素晴らしいこと!」であることは間違いありません。しかし近いうちに事業承継を考えている中小企業の社長にとって株価が上がることは、後継者へ株式を移す際の負担が大きくなることを意味します。

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの影響で、2020年初頭に日経平均株価は暴落しましたが、政府の経済対策やワクチン接種が進んだこともあり、

非上場会社の株式を評価する際は、その会社の規模によって「類似業種比準価格方式」と「純資産価格方式」があります。類似業種比準価格方式とは、評価する会社と事業内容が類似している上場会社の株価を参考にして、評価会社の株価を計算する方法です。純資産価格方式とは、会社の決算書にある貸借対照表をもとに、評価会社の純粋な価値=株価を計算する方法です。上場企業の株価が高騰してくると、類似業種比準価格方式の計算に大きな影響を与えます。

2021年に株式譲渡(贈与)をすると、コ

【表①】業種別 類似業種比準価格平均株価

	R2平均	R3平均 (1~8月)	増加率 (%)
電気・ガス・熱供給・水道業	361	430	119
卸売業	284	325	114
運輸業・郵便業	299	336	112
製造業	324	376	116
金融業・保険業	202	236	117
建設業	275	313	114
不動産業・物品賃貸業	336	382	114
医療・福祉	440	515	117
専門・技術サービス業	471	538	114
小売業	434	483	111
生活関連サービス業・娯楽業	540	590	109
教育・学習支援業	643	748	116
宿泊業・飲食サービス業	432	452	105

【図③】類似業種比準価額方式の計算式

$$\text{類似業種上場会社の株価} \times \frac{\text{評価会社の配当}}{\text{類似業種上場会社の配当}} \times \frac{\text{評価会社の利益}}{\text{類似業種上場会社の利益}} \times \frac{\text{評価会社の純資産}}{\text{類似業種上場会社の純資産}} \times \text{斟酌率} = \text{類似業種比準価格}$$

ここが高ければ... → 株価が上がる!

「類似業種上場会社の株価」は、下記の5つの株価から一番低い金額を使うことができます。

- ① 株式を移した月
- ② 株式を移した月の前月
- ③ 株式を移した月の前々月
- ④ 前年の平均
- ⑤ 株式を移した月以前2年間の平均

ナ禍の影響を大きく受けた④前年の平均＝2020年の平均株価が採用できます。しかし、2022年になると2020年の平均株価は採用できなくなりますので、不ずと株価も上昇傾向になります。つまり低迷していた「前年の平均」株価で株式を移すことができ

るチャンスは2021年12月いっぱいとなります。また、直ぐに譲渡（贈与）を考えられていないオーナー様も、現状認識している自社株式評価額が大きく変わっている可能性もありますので、自社株式の株価算定を依頼されてみることもお勧めです。

## 今後の暦年贈与の考え方

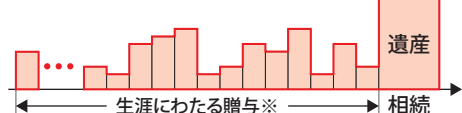
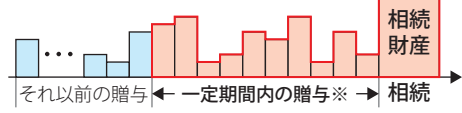
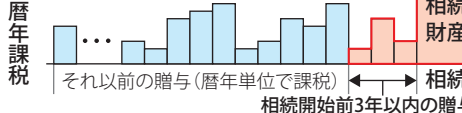
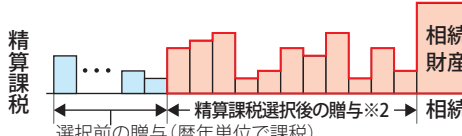
現在、日本では相続開始の3年前までに贈与した財産は、相続によって移転したとみなして相続税の課税対象となります。一方で世界に目を向けてみると、ドイツでは相続開始の前10年間、フランスでは15年間、アメリカに至っては一生涯の累積贈与額が全て相続財産とみなして相続税が課税されています。また、これらの国においては、相続税にあたる「遺産税」と贈与税の税率は共通で、いわゆる「税負担の中立性」が保たれています。

日本では、高額な相続財産を保有する層は、相続財産に適用される限界税率(55%)を下回る水準まで分割贈与することで、相続税の負担を軽減して財産を移転することができます。また、贈与税には、住宅取得等資金(1,000万円)、教育資金(1,500万円)、結婚子育て資金(1,000万円)の非課税贈与制度があり、贈与による財産移転が有利となる制度が多々あります。これらのこ

とから、日本の税制では相続税と贈与税とで仕組みが大きく異なっており中立的な税制ではないといわれています。

そのような状況下で、日本もグローバルスタンダードに合わせるべく、新たな相続税・贈与税の仕組みが議論されています。2020年11月13日の税制調査会の報告では、＜資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築＞を目指すとの観点から、暦年贈与による節税策は、資産移転の時期の選択に中立的ではないとして、現行制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、税制を構築する方向で検討する必要がある、との見解を表明しました。

つまり、移転の時期にかかわらず、相続・贈与に係る税負担を一定にすることが望ましいとの見解が報告されたこととなります。年末12月に発表される税制改正大綱の内容にも注目が集まるところです。

<p>米 (遺産税方式)</p>	<p>①贈与税と遺産税は統合されており、 ②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>生涯にわたる贈与※ → 相続</p> <p>に遺産税(相続税)を一体的に課税</p> <p>※過去贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、遺産税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に <b>中立的</b></p>
<p>独・仏 (遺産取得課税方式)</p>	<p>①贈与税と遺産税は統合されており、 ②一定期間(独10年、仏15年)の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>それ以前の贈与 ← 一定期間内の贈与※ → 相続</p> <p>に相続税を一体的に課税</p> <p>※過去贈与分に対応する税額(過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p>	<p>一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に <b>中立的</b></p>
<p>日本 (法定相続分課税方式)</p>	<p>①贈与税と遺産税は別体系であり、 ②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税</p>  <p>それ以前の贈与(暦年単位で課税) ← 相続開始前3年以内の贈与※1 → 相続</p> <p>に相続税を課税</p> <p>※1 相続開始前3年間の贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p> <p>①贈与税と遺産税は別体系であるが、 ②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>選択前の贈与(暦年単位で課税) ← 精算課税選択後の贈与※2 → 相続</p> <p>に相続税を一体的に課税</p> <p>※2 選択後の累積贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>【暦年課税】 生前贈与と相続では税負担が大きく異なる</p> <p>⇒資産移転の時期に <b>中立的でない</b></p> <p>【相続時精算課税】 選択後は生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に <b>中立的</b></p> <p style="text-align: center;">選択制</p>

## 《自社株対策や、贈与申告のご相談は、事業承継チームまで!》

「事業承継について相談できる人が身近にいない!」「いつ株式を後継者に移せばよいのかわからない!」「当社ではどのような自社株対策が効果的なのかわからない!」「予想以上の税金がかかり、とても株式を後継者に移せる状態ではない!」そんな悩みを抱えていらっしゃる方、事業承継サポート実績豊富な当社が、皆さまの事業承継をトータルにサポート致します。まずはお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社OAGコンサルティング  
トータルサービス部

Tel. 03-3237-8008

## 『事業承継の相談事例と実務の最適解』が出版されました

顧問先の皆さまから寄せられた「事業承継に関する相談」に対して、多面的なアプローチによるベストアンサーを導き、事例毎に異なる「最適解」を丁寧に解説した渾身の一冊となります。

### 事業承継の 相談事例と 実務の最適解



【目次】	序章	事業承継における親族内及び親族外承継の概要	第6章	民事信託の活用
	第1章	事業承継税制の活用	第7章	従業員持株会・ストックオプションの活用
	第2章	組織再編等の活用	第8章	遺言の活用
	第3章	グループ法人税制の活用	第9章	M&Aの活用
	第4章	資産管理会社・持株会社の活用	第10章	その他
第5章	社団・財団の活用			

### 『事業承継の相談事例と実務の最適解』

- 2021年11月22日／発売
- OAG税理士法人
- 日本法令／刊
- 株式会社OAGコンサルティング
- 3,520円(税込)
- OAG行政書士法人／共著

## 新たな看板デザインでOAGグループを訴求します!

東京メトロ有楽町線市ヶ谷駅の電飾看板については、社内アンケートを実施し、「クイズ形式で相続を訴求するデザイン」を採用致しました。相続に関するニーズを設問として表現し、答えはOAGに確認というシンプルながらもインパクトのある看板に仕上がりました。

また、調布市国領町に事務所を構える東京ウエストでは、品川通り沿いの国領町八丁目交差点に新たな外看板を掲出しました。コーポレートカラーが際立ち、車でお越しになるお客さまの道案内として役立つ看板となっております。



東京メトロ有楽町線市ヶ谷駅の電飾看板



OAG税理士法人 東京ウエストの案内看板

## メディアへの掲載情報

### 《週刊誌》

週刊朝日	11月26日号 (11月16日発売)	連載企画『家族で考える相続の新常識』 コロナで変わった遺産“争族”にご用心 『週刊朝日』の連載企画「家族で考える相続の新常識」の取材に、OAG行政書士法人の加藤 健司がお答えしました。行政書士である加藤がこれまでに経験してきた事例に基づきながら、最近の遺産相続に関する注意点やトラブルを未然に防ぐ方法などをお話しさせていただきました。
------	-----------------------	--

### 《Webメディア》

ダイヤモンド オンライン	11月12日公開	寄稿『相続が決まったら絶対避けたい! 税務署から怪しまれる「NG行動」』 OAG税理士法人 資産トータルサービス部 部長 奥田 周年	
-----------------	----------	---	--

# 私の Off-Time

## 「子育てを卒業して。」

(株)OAGライフサポート 黒澤 史津乃

今春、次女が成人し、私も子育てから完全に卒業しました。

娘たちの幼少期の5年間以外は、ずっとハードに仕事をしてきたので、今、改めてこれまでの20年間を振り返ると、「私にOff-Timeがあるとすれば、それは寝る時間に充ててきた」という生活だったことを思い知らされ、愕然としました。

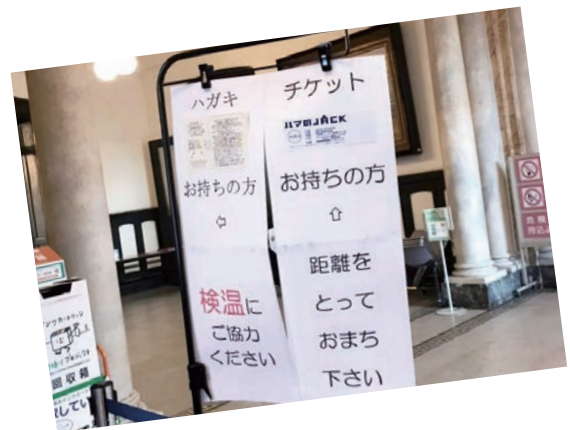
と同時に、人生100年時代を前提にすれば、私もようやく折り返し点に差し掛かるところ。これから残り半分の人生を充実させていきたいと強く願いつつ、ここ数年で唯一私がオフタイムを捧げているのは、クラシック音楽普及のためのボランティア活動だと気が付きました。

私の次女は、特に音楽に秀でた遺伝子は持ち合わせていないはずですが、気が付けば音楽高校から音楽大学のピアノ科に進学し、音楽の道を突き進んでいます。次女のピアノのレッスンやコンクールに付き合ううちに、クラシック音楽とは無縁だった私も、すっかりクラシック音楽に魅了されてしまいました。

ところが、コロナの影響で、この業界は甚大な打撃を受けたのです。私の子育ての大きな比重を占め、娘の成長の糧となってくれたクラシック音楽に恩返しをしたいという思いが募り、クラシック音楽の将来を担う若手演奏家を支えるNPO法人で、新たにお手伝いを始めました。コロナ禍での演奏会やコロナ対策の助成金申請などをサポートしています。

もちろん、この活動は今後も続けていきますが、これからはしっかり子離れをして、娘たちとは関係のない分野で、生涯を通じてオフタイムを捧げられるような新たな趣味を見つけていくつもりです。

20年後の私は、きっとオフタイムだらけになっているでしょうからね。



## 本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せください

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

**ご意見・ご要望はこちらへ → (株)OAG グループ経営管理本部 広報部 Tel.03-3237-7500**

## 今後のセミナー開催予定

【有料】表示以外は無料です

開催日時	名称	会場
12/14(火) 14:00-15:00	郵便法改正・電帳法改正からみる、請求業務のデジタル化の必要性 ～ 請求書の電子発行で生産性を20倍に!～	オンラインセミナー (Zoom)

※セミナーの詳細は、OAGグループサイト (<https://www.oag-group.co.jp/>) の「お知らせ」をご確認ください。

※会場では、新型コロナウイルス感染症ガイドラインに基づく対策を行っております。何卒、ご理解とご協力をお願い致します。

※新型コロナウイルスの感染状況により、開催を中止することがあります。

## 安のカメラ紀行

Photo by Yasuyoshi Wada



### 懐かしの浅草通りの今

OAGでのおおよそ30年間の勤務は、毎日浅草から四谷三丁目まで東京メトロ銀座線と丸の内線を利用して出社していました。通勤途中には四季折々の風景を楽しむことができる場所(春は桜吹雪が舞う四谷の土手、秋には黄金色に染まる银杏絨毯の神宮外苑)があり、天気の良い日にはいつもより早く家を出て、朝散歩をしてきたことが懐かしい思い出となっています。

少々体重が増えたと感じたときは、帰宅途中に上野駅で降りて、おおよそ45分かかかる我が家まで浅草通りをそぞろ歩きました。今回はこの浅草通りの街の風景を書きたいと思います。

この辺りで特に目立つのは、お寺が多いことです。何故かという、江戸大火の後に幕府が多くの寺院をこの周辺に集めたからだそうです。近くには上野寛永寺や谷中霊園もあり、お寺が増えることによって仏壇仏具の職人が集まるようになり、多くの仏壇屋が浅草通りの片側に何故か軒を連ねています。これは太陽の陽ざしが当たると高価な仏壇が日焼けしてしまうので、陽が

当たらないように、通りの南側に店を構えたためとか。この浅草通りには約50店もの仏壇店があり、別称「上野浅草仏具通り」と呼ばれています。

もうひとつ、この浅草通りの田原町駅近くに調理器具の専門店が集まる「かつば橋道具街」があります。南北約800mの通りに約170店舗が集積し、飲食店を開業するときはこのかつば橋に来れば全て揃えることができます。昨今までは主婦や外国人も物珍しさと観光で大勢来ていましたが、コロナ禍で飲食業者や外国人が来なくなり、昨年からは閑散とした街となっていて、店舗閉鎖の看板も目立つ様になりました。新型コロナウイルスで一番禍を受けた飲食業と訪日観光客激減のダブルパンチに襲われてしまった典型的な日本の商店街なのかもしれません。

商店街の中央には黄金の「かつば河太郎像」が、お客様の商売繁盛を祈願して建っていますが、何となく悲しそうな雰囲気に見えました。一日も早くコロナが退散して、飲食業者・外国人観光客などがこの道具街に戻ってくることを願ってやみません。

### 編集後記

11月は七五三シーズンですが、わが家も子どもの七五三があり、写真館で記念撮影をしました。その時のカメラマンの、子どもから笑顔を引き出す方法の何と巧みなこと! こんなにも笑顔を引き出せるものなのかと、本当に驚きました。撮影後にお礼を言うと、「こちらもとても楽しく撮影させていただき、ありがとうございました」と返され、さらに感心させられました。

今年も既に師走となり、毎年1年があつという間に過ぎ去っていくような感覚になってしまいます。来年の目標には、時間に追われることなく、公私ともにたくさんの人を笑顔にできるような抱負も加えたいと思いました。コロナはまだ完全には終息しておりませんが、皆さまにとりましても2022年が笑顔の一年になることを願っております!

誌面を借りて、この一年の皆さまのご支援に感謝申し上げますとともに、良き新年を迎えられますことお祈り申し上げます。(も)

- 発行 (株)OAG  
(株)OAGコンサルティング  
(株)OAGビジコム  
(株)OAGアウトソーシング  
(株)OAGライフサポート  
(株)FOODOAG  
OAG税理士法人  
OAG監査法人  
OAG弁護士法人  
OAG司法書士法人  
OAG社会保険労務士法人  
OAG行政書士法人

- 住所 東京都千代田区五番町6-2  
ホームマットホライズン  
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

- 発行人 (株)OAG 代表 太田孝昭
- 編集人 (株)OAG グループ経営管理本部 広報部